

	鳥取県公報	令和7年7月4日（金） 号外第78号
		毎週火・金曜日発行
目次 ◇ 規 則 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （30）（住宅政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規 則（31）（教育委員会事務局高等学校課）・・・・・・・・・・・・・・ 5		

公布された規則のあらまし

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 入居申込書には、新たに優先入居世帯とされた若者夫婦世帯についてこれを証明する書類を添付しなければならないこととするともに、入居の申込書等を定める規定について、所要の規定の整備を行う。
- (2) 入居者の資格等について定めた規定中引用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の条項を改める。
- (3) 施行期日は、令和8年4月1日とする。

◇県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

高等学校等就学支援金の支給の対象外とされる者に対する就学費用の支援制度が設けられることを踏まえ、県立学校の授業料の減免事由について見直す。

2 規則の概要

- (1) 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が就学支援金その他これに類するものとして知事が別に定める給付金の支給を受けることができない場合は、県立学校の授業料の減免を行うことができることとする。
- (2) 施行期日は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例の施行の日とし、改正後の規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第30号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和37年鳥取県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（入居者の資格） 第1条の3 条例第5条第1項第2号イの(ア)の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 （1）～（4） 略 （入居の申込書等） 第2条 略 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。 （1）～（4） 略 （5） 条例第7条第4項第1号から第12号まで、<u>第14号及び第15号</u>のいずれかに該当する者にあつては、これを証明する書類（前各号の書類でこれを証明することができる場合を除く。） （6）～（8） 略 3～5 略 様式第1号（第2条、第8条の4関係） 県営住宅入居申込書 職 氏 名 様 次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。 また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等	（入居者の資格） 第1条の3 条例第5条第1項第2号アの(ア)の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることとする。 （1）～（4） 略 （入居の申込書等） 第2条 略 2 前項第1号の入居申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号に掲げる書類については、提示すれば足りる。 （1）～（4） 略 （5） 条例第7条第4項第1号から第12号まで<u>及び第14号</u>のいずれかに該当する者にあつては、これを証明する書類（前各号の書類でこれを証明することができる場合を除く。） （6）～（8） 略 3～5 略 様式第1号（第2条、第8条の4関係） 県営住宅入居申込書 職 氏 名 様 次のとおり県営住宅に入居したいので、鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第6条第1項の規定により申し込みます。なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は私若しくは私に係る同条例第5条第1項第1号に規定する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したときは、申込みを無効とされ、又は入居の決定を取り消されても異存ありません。 また、家賃等の減免等が可能である場合は、家賃等

の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

略

略

略

－

略

÷12＝

略

略

略

備考 略

<担当課処理欄>

世帯類型		略
優先入居世帯		
・ 母子・ 父子世帯	・ 障がい者世帯	
・ 多子世帯	・ 低所得者世帯	
・ その他の子育て世帯	・ ハンセン病療養所入所者等	
・ 多人数世帯	・ D V被害者	
・ 引揚者	・ 拉致被害者等	
・ 中国残留邦人等	・ 犯罪被害者等	
・ 高齢者世帯	・ 妊娠中世帯	
	・ 若者夫婦世帯	

本 来 階
層、裁量
階層の別

・本来階層（条例第5条第1項第2号エ該当）
・裁量階層（条例第5条第1項第2号ア、イ又はウ該当）

の減免等を希望（します・しません）。

年 月 日

略

略

略

－

略

÷12＝

略

略

略

備考 略

<担当課処理欄>

世帯類型		
優先入居世帯		略
・母子・父子世帯	・障がい者世帯	
・多子世帯	・低所得者世帯	
・その他の子育て世帯	・ハンセン病療養所入所者等	
・多人数世帯	・DV被害者	
・引揚者	・拉致被害者等	
・中国残留邦人等	・犯罪被害者等	
・高齢者世帯	・妊娠中世帯	

本 来 階
層、裁量
階層の別

・本来階層（条例第5条第1項第2号ウ該当）
・裁量階層（条例第5条第1項第2号ア又はイ該当）

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第31号

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
(授業料等及び使用料の減免)			(授業料等及び使用料の減免)		
第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。			第2条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。		
区分	授業料等又は使用料	減免事由	区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい <u>生徒が</u> 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金 <u>その他これに類するものとして知事が別に定める給付金</u> の支給を受ける <u>ことができない</u> とき。	県立学校	授業料	<u>1</u> 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい <u>生徒</u> （高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給を受ける <u>者</u> を除く。）が次のいずれかに該当する <u>とき</u> 。 <u>（1） 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第2項第3号に掲げる者に該当しないとき。</u> <u>（2） 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u> <u>（3） 保護者等の疾病、障がい又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u> <u>（4） 通学又は下宿等（通学が困難であるためにする場合に限る。）に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難で</u>

					<u>あると認められるとき。</u> <u>(5) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u> <u>2 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。</u> <u>(1) 1の(2)から(4)までのいずれかに該当するとき。</u> <u>(2) 保護者等が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u> <u>(3) その他減免する必要があると認められるとき。</u>
	略			略	
略				略	

附 則

この規則は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例（令和7年鳥取県条例第38号）の施行の日から施行し、改正後の県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。